（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

① 我が国の森林の概況

- 我が国の森林面積は国土の３分の２に当たる約2,500万haであり、世界有数の森林国。森林蓄積は増加傾向にあり、直近の調査結果による推計値は約92億㎥。
- 面積ベースで人工林の６割が51年生以上で、本格的な利用期を迎えている。この豊富な資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要。

■ 国土面積と森林面積の内訳

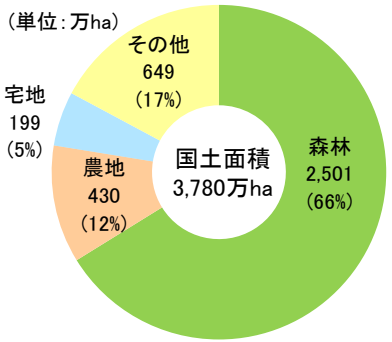

資料：国土交通省「令和8年版土地白書」
（国土面積は令和5年の数値）
注1：計の不一致は、四捨五入による。
注2：林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

＜所有区分別の天然林・人工林別面積、保安林面積＞

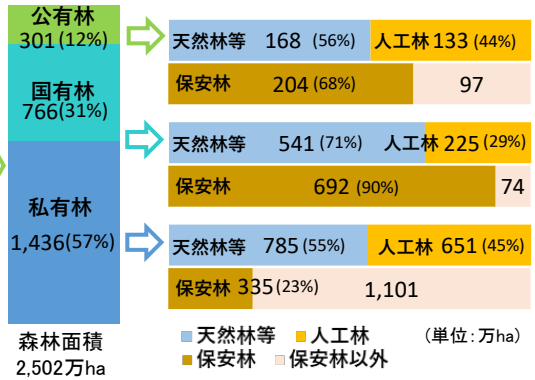

資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）
林野庁治山課調べ（令和8年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 世界との比較

▸ OECD加盟国森林率上位10カ国

順位	国	森林面積	森林率
1	フィンランド	22,543	74.2
2	スウェーデン	27,934	68.6
3	**日本**	**24,908**	**68.3**
4	韓国	6,279	64.3
5	スロベニア	1,244	61.8
6	コスタリカ	2,990	58.6
7	エストニア	2,447	57.3
8	ラトビア	3,467	55.7
9	コロンビア	59,457	53.6
10	オーストリア	3,904	47.3

▸ 人工林面積上位10カ国

順位	国	人工林面積	人工林率
1	中国	92,603	40.8
2	米国	27,423	8.9
3	ロシア	20,797	2.5
4	カナダ	20,708	5.6
5	インド	13,472	18.5
6	**日本**	**10,077**	**40.5**
7	ブラジル	9,214	1.9
8	スウェーデン	8,699	31.1
9	フィンランド	7,836	34.8
10	ポーランド	7,406	78.0

資料：FAO「世界森林資源評価2025」を元に林野庁作成。森林・人工林面積の単位は千ha、森林・人工林率は%。

■ 人工林の樹種別面積

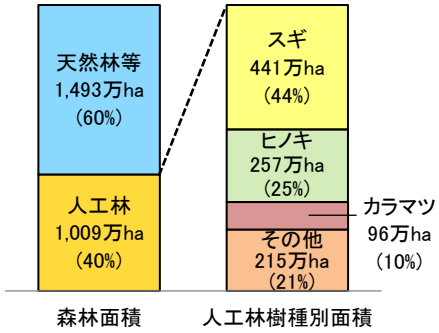

資料：林野庁「森林資源の現況」（令和4年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

■ 森林蓄積の推移

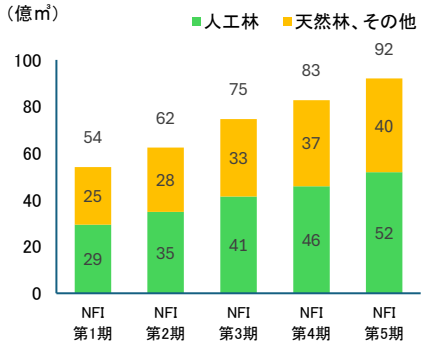

注1：森林生態系多様性基礎調査（NFI）の調査結果に基づく推計値
注2：NFI第1期；H11～15年度、NFI第2期；H16～20年度、NFI第3期；H21～25年度、NFI第4期；H26～30年度、NFI第5期；R1～5年度
注3：計の不一致は、四捨五入による。

■ 人工林の齢級別面積

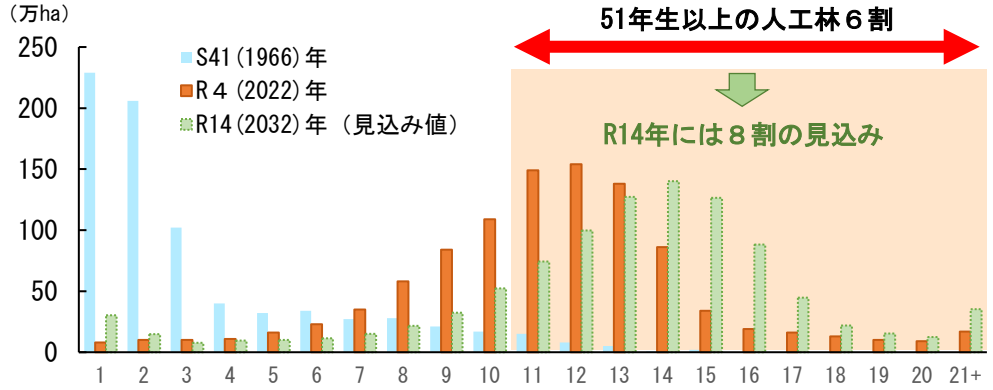

注：「齢級」は、林齢を５年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を１年生として、１～５年生を１齢級と数える。
資料：S41（S41年度）及びR4（R4.3.31現在）は林野庁「森林資源の現況」、R14は全国森林計画に基づく見込み値。

1 森林

② 森林の有する多面的機能

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
- 国民が森林に期待する働きは、温暖化防止、災害防止、水源の涵養などの公益的機能が上位。
- 国際的には気候変動に加え、生物多様性保全への関心が高まっており、我が国においても、森林は温暖化防止や生物多様性を支える重要な役割を発揮。

■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。

土砂災害防止／土壌保全
- 表面侵食防止【28.3兆円】
- 表層崩壊防止【 8.4兆円】等

水源涵養
- 洪水緩和　【6.5兆円】
- 水資源貯留【8.7兆円】
- 水質浄化　【14.6兆円】 等

保健・レクリエーション
- 保養【2.3兆円】
- 行楽、スポーツ、療養

地球環境保全
- 二酸化炭素吸収 【1.2兆円】
- 化石燃料代替エネルギー【0.2兆円】

物質生産
- 木材（建築材、燃料材等）
- 食料（きのこ、山菜等）　等

生物多様性保全
- 遺伝子保全　・生物種保全
- 生態系保全

快適環境形成
- 気候緩和　　・大気浄化
- 快適生活環境形成

文化
- 景観、風致　・教育　・宗教、祭礼
- 芸術　・伝統文化　・地域の多様性

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）
注：【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもの。
いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

▸ 森林の国土保全機能（流出土砂量の比較）

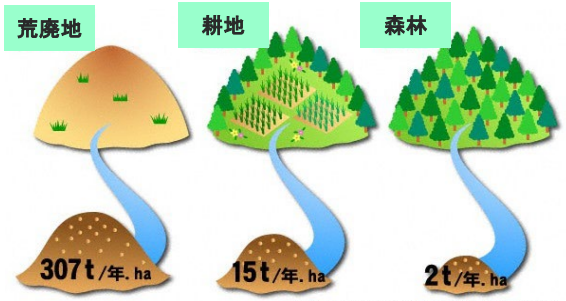

※資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学（1970）

▸ 森林の水源涵養機能（水資源貯留機能の比較）

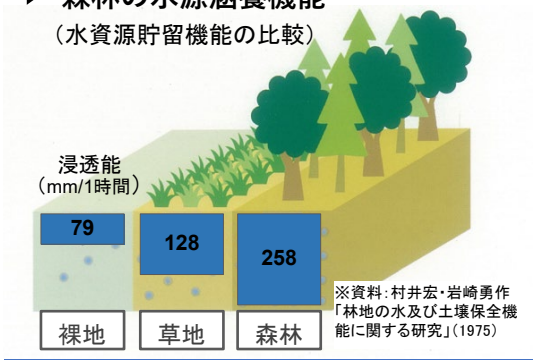

※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」（1975）

■ 国民が期待する森林の働き

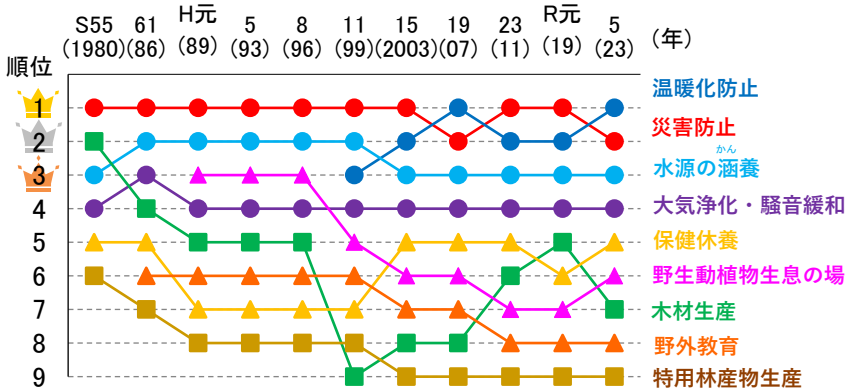

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年、令和5年）
注1：回答は、選択肢の中から複数回答。
注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

■ 気候変動と生物多様性をめぐる動き

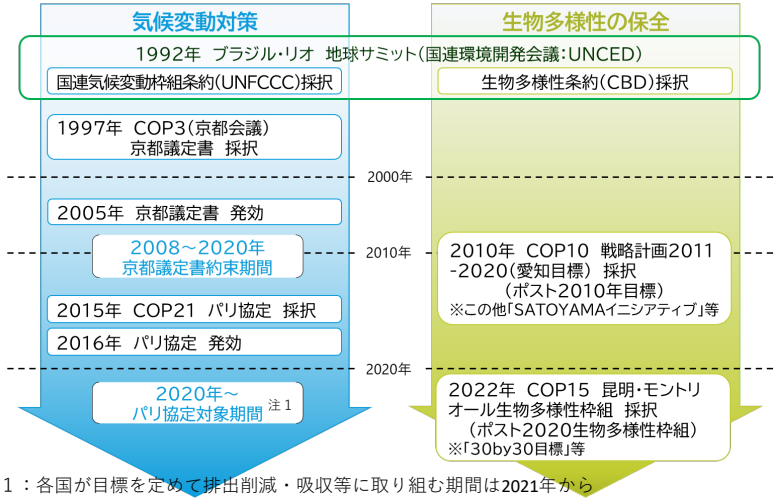

注１：各国が目標を定めて排出削減・吸収等に取り組む期間は2021年から

（1）健やかな国民生活を支える森林づくり

③ 地球温暖化対策と生物多様性をめぐる動き

- 2020年以降の気候変動対策における国際的な法的枠組みとして採択された「パリ協定」等を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を推進するために策定された「地球温暖化対策計画」を令和７年２月18日に改定。地球温暖化防止に向けて、中長期的な森林吸収量の確保や2050年ネット・ゼロの実現に向けた対策を推進。
- 2022年「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択や「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」等により、環境に配慮した企業経営等への意識が高まっており、脱炭素経営の推進やサプライチェーン上の自然資本へのリスクの低減の観点から、企業による森林整備の取組の事例がみられる。

■ 我が国の温室効果ガス排出削減・吸収の実績と目標

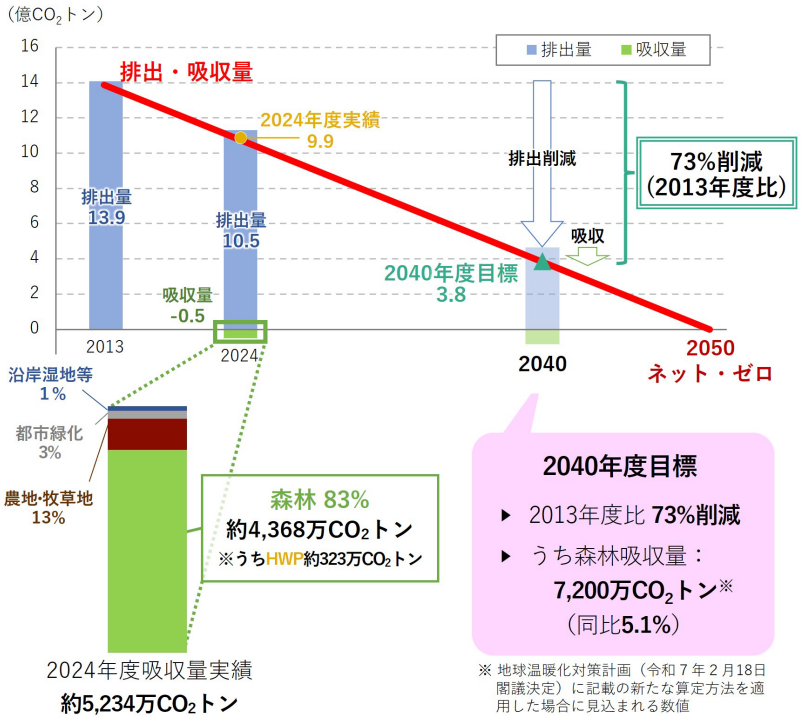

※ 地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）に記載の新たな算定方法を適用した場合に見込まれる数値

※ 国立研究開発法人国立環境研究所「2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量について」
※ 四捨五入表記の関係で、各要素の累計と合計値は必ずしも一致しない

森林吸収量の計上方法

- 1990年以降に「新規植林」、「再植林」、「森林経営」及び「森林減少」が認められる森林におけるCO_2吸収・排出量を計上。
- **国産材の利用（伐採木材製品（HWP：Harvested Wood Products））について、炭素貯留量を計上。**

■「パリ協定」の概要

パリ協定とは

○開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
○2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択され、2016年11月に発効。

森林関連の内容（協定５条）

○森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
○開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋）の実施及び支援を奨励。

■ 森林に関するTNFD情報開示の手引き

TNFD提言では企業が自然資本への関わりを評価・公表することを推奨。林野庁では、2025年4月に企業活動と森林の多面的機能とのかかわりを分析・評価できるよう手引きを作成。

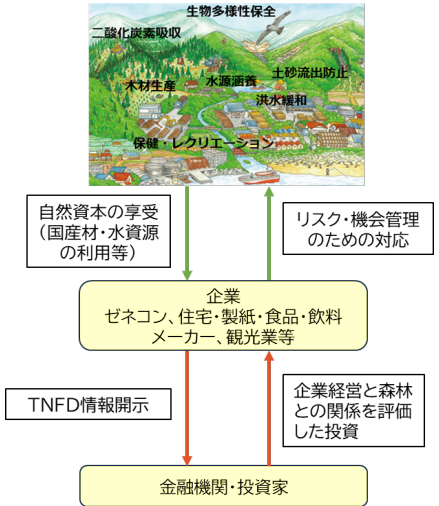

■「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の概要

2030年ミッション
：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

ターゲット1	ターゲット2	ターゲット3	ターゲット10	ターゲット15
すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び／又は効果的な管理プロセス下に置く	劣化した生態系の30%の地域を効果的な**回復**下に置く	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及び**OECM**※により保全（**30 by 30目標**）	農業、養殖業、漁業、**林業地域が持続的に管理**され、生産システムの強靭性及び長期的な効率性と生産性（略）に貢献	**民間企業等が**生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を**評価・開示**

※OECM：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域
（Other Effective area-based Conservation Measures）

■ 地域生物多様性増進法

令和7年4月施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（地域生物多様性増進法）に基づき認定された活動実施計画の実施区域は「自然共生サイト」となる。そのうち「既に生物多様性が豊かな場所を維持する活動（維持タイプ）」として認定を受けた区域は、保護地域との重複を除きOECMに登録される。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

④ 多様で健全な森林づくり

□ 将来にわたり持続的に多面的機能が発揮されるよう、主に植栽等により成立している森林（人工林）と、主に天然更新により成立している森林（天然林）のそれぞれについて、自然的条件・社会的条件等に応じた適切な整備及び保全により、多様で健全な森林づくりを推進。

■ 多様で健全な森林づくりのイメージ

指向状態：多面的機能が持続的に発揮される理想的な森林の状態を「指向する森林の状態」として森林・林業基本計画において参考に示している。

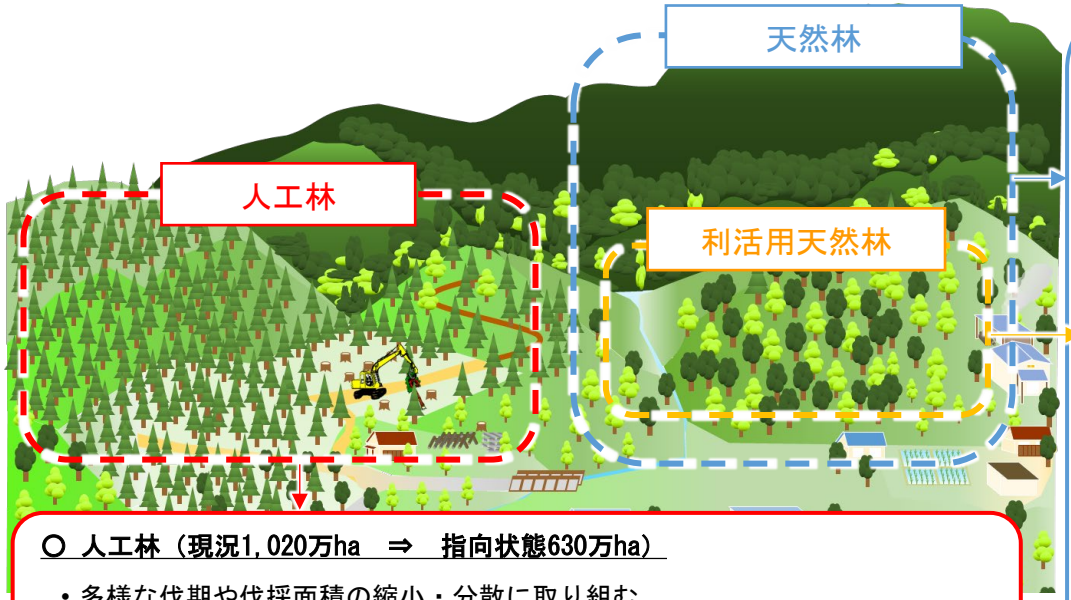

○ 人工林（現況1,020万ha ⇒ 指向状態630万ha）

- 多様な伐期や伐採面積の縮小・分散に取り組む。
- 林地生産力が比較的高いといった、自然的・社会的条件の良い林業適地では、伐採後の再造林等により人工林を維持。
- 林業適地以外では、帯状等の伐採と侵入広葉樹等を活用した針広混交林化等により天然林へ移行。

＜イメージ＞

伐採面積の縮小・分散

林業適地における再造林

針広混交林化

○ 天然林（現況1,490万ha ⇒ 指向状態1,870万ha）

○ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林
（現況110万ha ⇒ 指向状態520万ha）

- いわゆる里山林等については、適切な整備により、林産物の活用や緩衝帯としての活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。

＜イメージ＞

家具用材への活用

しいたけほだ木への活用

緩衝帯の整備

- 原生的な天然林等については厳格な保護・管理を図るとともに、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を行う。

＜イメージ＞

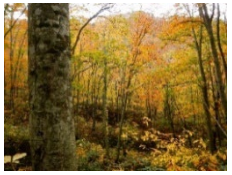
世界自然遺産の保全管理

シマフクロウの生息環境整備

渓畔林の保全管理

※ 伐採面積の縮小・分散等により、複層林化する森林は、自然的条件等を踏まえ520万ha程度を見込む。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑤ 森林計画制度による持続的な森林経営

- 森林資源の循環利用と多様で健全な森林づくりのため、市町村森林整備計画において発揮を期待する機能に応じたゾーニングを実施し、計画的な森林施業等を推進。
- 持続可能性を確保した木材が求められている中、林業適地における主伐後の再造林の確保や生物多様性保全を図るため、効率的施業森林区域等を確実に設定するとともに、森林経営計画制度と伐採造林届出制度の適切な運用を図る。
- こうした情報の提供等により持続可能性を確保した木材の選択的な購入を促進。

■ 発揮が期待される機能に応じたゾーニング

発揮が期待される機能	民有林	国有林
水源涵養機能	931万ha	374万ha
山地災害防止機能	250万ha	167万ha
快適環境形成機能	52万ha	0.2万ha
保健文化機能	101万ha	217万ha
その他	40万ha	—

注１：民有林は公益的機能別施業森林の面積、国有林は機能類型区分の面積を記載している。
注２：民有林の公益的機能別施業森林については、各種区分の面積に重複がある。また、上記に加え、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域（883万ha）がある。
注３：「保健文化機能」の国有林の面積には、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」が含まれる。
資料：林野庁業務資料

■ 森林経営計画制度（イメージ）

- 森林所有者等は、ゾーニングに応じた施業を計画・実行

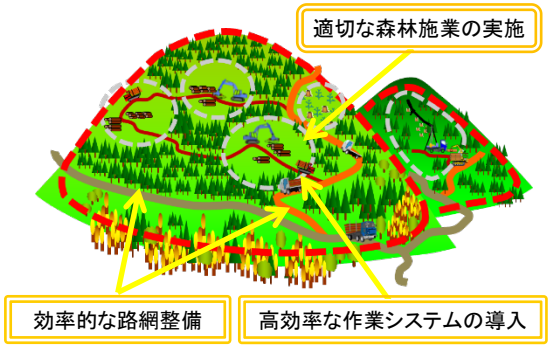

■ 森林経営計画に基づく森林の生物多様性を高めるための取組

「森林の経営に関する長期の方針」に目標を記載
↓
森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（2025年3月）に掲載したポジティブリストの活動のうち取り組む活動を特定
↓
活動の実施
↓
活動のモニタリング

日時	○年○月○日	場所	○県○市○林班
実施内容（植生調査・巡視等）	・ヤマグワ・スダジイ等が確認された。林床植生は豊かに繁茂している。 ・巡視の結果、作業道からの顕著な土砂移動は認められない。		
特記事項	台風○号による倒木は確認されなかった。		
写真		主伐箇所の状況	
		造林木と下層植生の状況	
	…	…	

クリーンウッド法の情報伝達等を活用し、計画書等の写しを川中・川下に伝達することで、主伐後の再造林の確保や生物多様性の保全が図られた持続的な森林経営から生産された木材であるという情報を提供

■ 林業適地のゾーニング

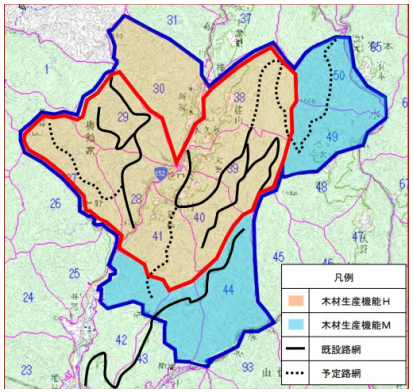

木材生産機能維持増進森林のうち、**特に効率的な施業が可能な森林の区域**

○区域の設定
木材等の生産機能が高い木材生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林

○更新の方法
人工林の皆伐跡地については、原則、植栽による更新を行う（市町村が定める例外を除く）

森林経営計画制度
計画の認定に当たり、皆伐跡地について、植栽が必須

伐採造林届出制度
伐採造林届出において植栽が計画されていない場合、計画を変更するよう指導

■ 伐採造林届出制度

- 森林所有者等は伐採や集材、伐採後の造林の方法を記載した伐採計画書等を事前に市町村に届出

伐採造林届出書

伐採者	連名	造林者（森林所有者）
伐採計画書	↔	造林計画書

↓ 届出（伐採90～30日前）

市町村

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑥ 多面的機能の発揮に必要な森林整備

- 森林の多面的機能発揮のためには、間伐や主伐後の再造林といった森林整備により、健全な森林を育てることが必要。
- 森林資源の循環利用の観点から、再造林を確実に行うことが不可欠であり、伐採と造林の一貫作業、低密度植栽、成長等に優れた特定苗木（エリートツリー等の苗木）や大苗の活用による下刈り回数削減等の造林の省力化・低コスト化を図るとともに、優良種苗の安定供給の取組を推進。
- 森林の整備を通じ、山地災害対策や林野火災対策、野生鳥獣の生息環境の整備、花粉症対策等を推進。

■ 森林整備（一例）

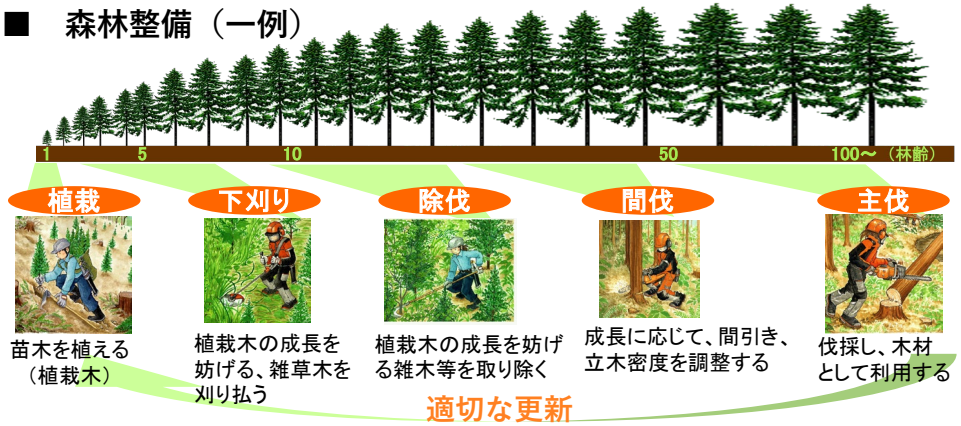

■ 森林整備の効果のイメージ

間伐をすることで下層植生が繁茂し表土流出防止等の効果を発揮

主伐後の再造林により持続的な木材生産と国土保全等の公益的機能を発揮

帯状・群状の伐採と広葉樹を活用した針広混交林化等によりクマなどの野生鳥獣の生息環境となること等が期待

スギ人工林の伐採後に花粉の少ない苗木等を植栽することで花粉量を削減

□ 再造林の省力化・低コスト化の必要性

- 造林初期費用の縮減、造林作業の省力化や労働負荷の軽減を図ることが重要。
- 省力･低コスト造林実施割合は、令和6年度時点で60%まで到達。

■ 1ha当たりの育林費用

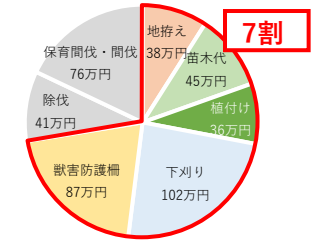

注：森林整備事業の令和７(2025)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り５回、獣害防護柵400mとして試算。
資料：林野庁整備課調べ

■ 省力・低コスト造林の実施割合の推移

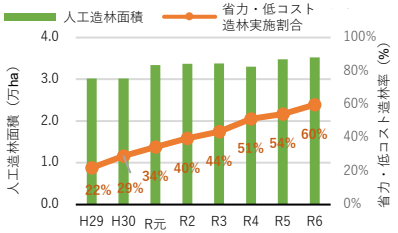

注：省力・低コスト造林実施面積には、コンテナ苗植栽、伐採と造林の一貫作業のほか、特定苗木等の苗木の植栽や低密度植栽等の実施面積を含む
資料：林野庁整備課・業務課調べ

□ コンテナ苗の活用と伐採と造林の一貫作業

- 伐採･搬出時に使用した林業機械を活用し、地拵え、苗木運搬を機械化することで、省力化･低コスト化が図られる。
- 一貫作業を進める上では、伐採作業と造林作業の実施時期を合わせる必要があることから、植栽適期の長いコンテナ苗が有効。

■ 伐採と造林の一貫作業

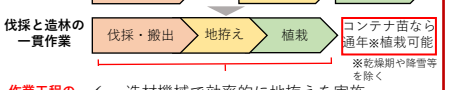

作業工程の省力化・効率化 ✓ 造材機械で効率的に地拵えを実施
✓ フォワーダや架線の帰り荷で苗木運搬

	作業方法	人工数	コスト
従来	人力（刈払機含む）	20.0 人日/ha	約31万円/ha
一貫作業	機械（グラップル）仕上げは人力（刈払機）	6割減 8.3人日/ha	3割減 約22万円/ha

資料：「低コスト造林技術実証・導入促進事業」（2018）山形県西川町の事例を元に作成

□ 優良種苗の安定供給

- 再造林を確保し、花粉発生源対策や造林の省力化･低コスト化等を推進する観点から、花粉の少ない苗木や成長等に優れた特定苗木、コンテナ苗の生産及び流通体制の整備等の取組を進める。

■ 苗木の総生産量に対して政策的に推進している苗木の割合

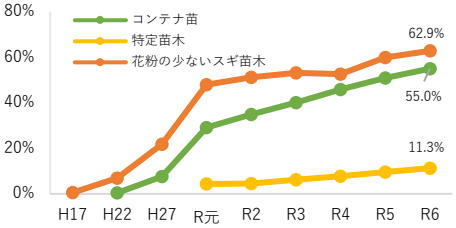

資料：林野庁整備課調べ

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑦ 森林の集積・集約化

- 我が国の森林保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約９割を占めるなど、小規模、零細。林業経営体が複数の所有者の森林を取りまとめ、経営管理を一括して実施する「集積・集約化」を推進するため、森林経営管理制度に基づく取組を推進。
- 改正森林経営管理法（令和８年４月改正法施行）により、現行の仕組みに加え、地域の関係者が森林の経営管理の将来像を共有し、経営管理の集約化を通じた森林資源の循環利用を進める新たな仕組みを措置するとともに、制度運用における市町村の事務負担を軽減。
- 森林経営管理制度や森林計画制度等の円滑な運用のため、地域林政アドバイザーや森林総合監理士、森林経営管理法に基づく経営管理支援法人等による市町村の体制整備や技術的支援等を促進。

■ 林家の保有山林面積

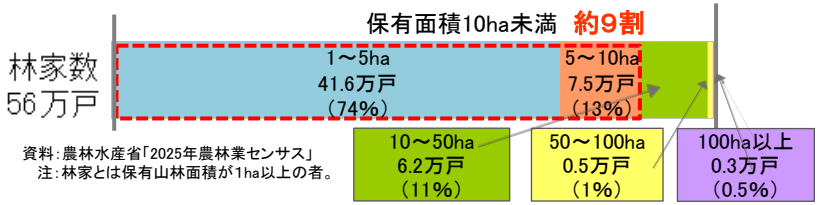

資料：農林水産省「2025年農林業センサス」
注：林家とは保有山林面積が1ha以上の者。

■ 所有者不明森林の存在

（登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合）

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	24.5%	33.4%	25.6%

資料：国土交通省
「令和5年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。なお、当該年度の地籍調査箇所での結果であり、全国的な数値を示すものではない。

■ 地籍調査が未実施の森林

（地籍調査の進捗率）

宅地	農用地	林地	合計
52%	71%	47%	53%

資料：国土交通省のホームページを基に作成
（令和6年度末）
※宅地、農用地、林地については、人口集中地区以外の地域を分類したもの。

■ 森林経営管理制度による森林の集積・集約化

➢林業経営体を含む地域の関係者が森林の将来像を話し合うことで集約化構想を作成し、権利設定・移転を促進する新たな仕組み等を法改正により創設（令和8年4月1日施行）

■ 現行制度

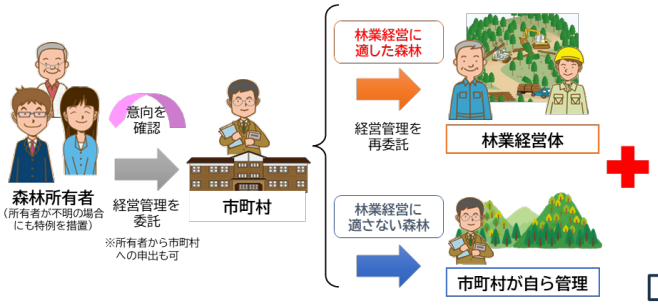

■ 新たな仕組み：集約化構想制度の新設

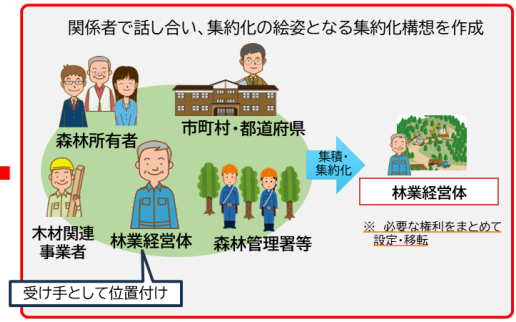

■ 市町村の事務負担の軽減

・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設　等

■ 森林経営管理制度の主な実績

➢経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築。2019年4月の制度開始から6年間で、1,160市町村において取組を実施。

主な実績	2024年度末実績（累計）
意向調査実施面積	約118万ha
市町村への委託面積	約2.9万ha
林業経営体への再委託面積	約0.4万ha

■ 市町村の実施体制強化

項目	概要
①国や都道府県によるサポート	森林総合監理士や林業普及指導員等による市町村への技術支援等
②民間企業等への外部委託	境界明確化や意向調査等の専門的知識やノウハウが必要な業務を森林組合等に委託
③市町村自らの体制構築	森林環境譲与税や地域林政アドバイザー制度を活用し、会計年度任用職員等を雇用

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑧ 境界明確化と所有者不明森林等対策

- 森林の境界明確化に当たっては、現地測量や所有者の現地立会等が負担。空中写真や航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを活用した森林境界明確化手法（航測法）により、森林境界明確化の効率化等を図ることが重要。
- 外縁確定型など、所有権界にとらわれない集積・集約化の手法を推進。
- 森林経営管理法の活用等を通じて、所有者不明森林を含め、市町村の関与による経営管理が進展。

■ 従来手法（現地測量）による森林境界明確化

所有者調査 → 所有者へ周知 → 所有者との現地立会 → 境界測量 → 図面作成 → 所有者へ確認・合意取得

- 所有者等による現地立会の下、境界を確認し、杭設置・測量

→

- 所有者の高齢化・不在村化等により、現地立会が困難
- 測量に時間・労力を要し負担

効率化

■ 航測法による森林境界明確化

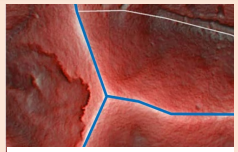

微地形表現図

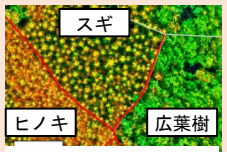

林相識別図

リモセンデータ等を根拠に境界を推測

森林境界推測図（※）を所有者が机上で確認

現地測量や森林所有者の現地立会を省略

所有者調査 → 所有者へ周知 → 現地調査 / 森林境界推測図（※）作成 → 所有者へ確認・合意取得

※　公図やリモセンデータ、森林所有者・地元精通者等の情報から推測した境界図

■ 所有権にとらわれない集積・集約化（外縁確定型）

- 所有区分が小規模分散で、個々の所有者単位の森林に係る境界の特定・管理に多大な労力が必要な場合に、所有者の同意に基づき一団の森林の外縁の境界のみを明確化する手法
- 地域の所有者の合意に基づき、外縁の境界のみを明確化し、収益については森林所有者ごとに面積等で按分

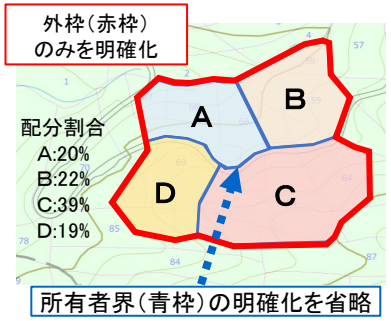

■ 森林経営管理法における所有者不明森林等に係る特例措置

- 令和８年４月施行の改正法では、所有者不明森林等の市町村への経営管理権設定に係る**公告期間の短縮（６月→２月）**等により市町村事務の負担を軽減

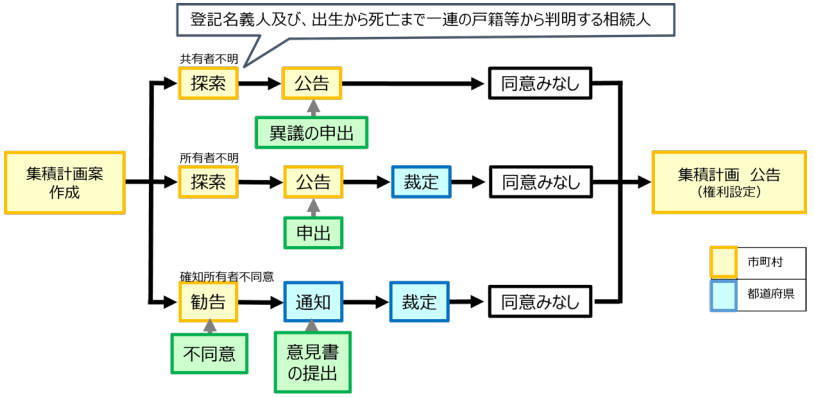

【活用件数（令和８年８月末現在）】
・16件（13市町）
（共有者不明：９件、所有者不明：６件、確知所有者不同意：１件）

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり
⑨ 路網整備の推進

- 森林施業や木材の輸送等を効率的に実施するため、重要な生産基盤である路網の整備が必要であり、傾斜や作業システムに応じ、重点的に基幹となる林道等や森林作業道を組み合わせたネットワークを整備することが重要。
- 路網の総延長は増加しているものの、木材輸送などに重要な林道の整備が遅れている。引き続き路網の整備を進めるとともに、林道の開設や改築・改良においては、木材輸送量の増大と走行車両の大型化への対応に向けた幅員や曲線部の拡幅による質的な向上、災害時に代替路にもなる林道の整備や排水等の機能強化・長寿命化による強靭化等を図る。

■ 路網の区分及び役割

林道：森林施業の実施に必要な路網の骨格となる道（不特定多数の者も利用可能）

林業専用道：専ら森林施業を行うために10t積トラック等の走行を想定した道

森林作業道：林業機械の走行を想定した、森林施業に使用する細部路網

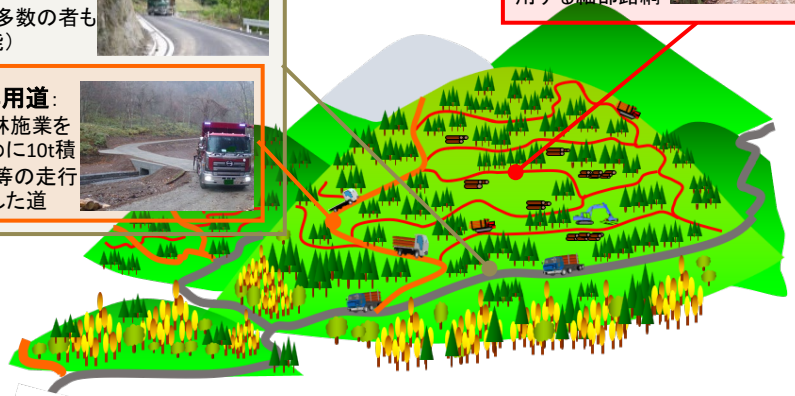

■ 路網整備の目安

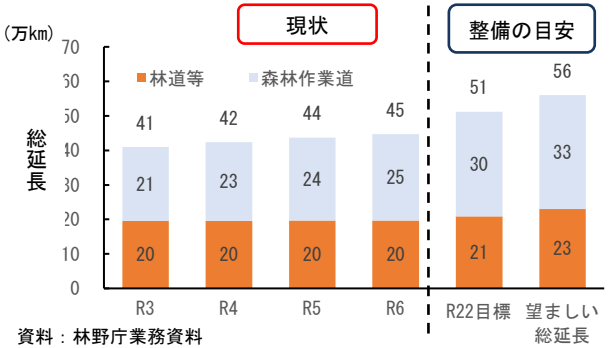

資料：林野庁業務資料
注　：林道等には、「主として木材輸送トラックが走行する作業道」を含む。
合計は、四捨五入の関係で不一致。

■ 林道の質的な向上

今後15年間で、セミトレーラ等の大型車両が安全に通行できる林道の整備を進める。

（現状）
約７千km

（令和22年）
約９千km

■ 林業機械を使用した作業システムの例

車両系作業システム

伐倒：チェーンソー

木寄せ：ウインチ付きグラップル
木材を掴み荷役を行う

造材：プロセッサ
枝払、玉切、木材の集積を行う

集材：フォワーダ
玉切した木材を荷台に積んで運ぶ

運材：トラック

森林作業道 → 林業専用道 → 林道

架線系作業システム

伐倒：チェーンソー

集材：タワーヤーダ又はスイングヤーダ
簡便に架線集材するため人工支柱を装備した自走可能な集材機

造材：プロセッサ
枝払、玉切、木材の集積を行う

運材：トラック

森林作業道 → 林業専用道 → 林道

■ 林道における整備のイメージ

▶ 既設林道の改良による大型車両の通行への対応

実施前

改築前　全幅員3.0m
ガードレール等交通安全施設なし

実施後

改築後　全幅員4.0m
コンクリート路面工、ガードレールを施工

拡幅により、10tトラック等による木材の効率的な搬出が可能に

▶ 排水機能の向上

実施前

実施後

路面の舗装、排水のための横断工を設置

1 森林

⑩ 森業等の推進による山村地域等の発展

- 山村地域においては、人口減少、少子高齢化が進行し、全人口のわずか2.5%が占める一方、我が国の森林の約６割が存在。散策やウォーキングなど森林空間利用に対する国民の潜在的ニーズやサステナブル経営に対する企業の関心の高まりを踏まえ、都市と山村の結びつきを促進することが重要。
- 山村の振興に向け、林業・木材産業の成長・発展を通じた地域内の経済循環の推進、特用林産物や広葉樹等の地域資源の活用と付加価値向上の促進に加え、森林の総合的な活用を進め、山村地域の所得の向上や豊かな森林づくりにつなげる森業を推進。

■ 山村地域の面積と人口

区分		山村地域	全国	対全国比
総面積	（万ha）	1,789	3,780	47.3%
林野面積	（万ha）	1,513	2,477	61.1%
人口	（万人）	319	12, 615	2.5%
高齢化率	（%）	40.6	28.0	ー

資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」
注1：山村地域の各種数値は農林水産省農村振興局で推計
注2：山村地域の総面積、林野面積、人口は振興山村の数値、
山村地域の高齢化率は全部山村（全域が振興山村である市町村）の数値
（振興山村とは、林野率が高く、人口密度が低い地域で、産業基盤および生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に基づき指定された区域を指す）

■ 人口の推移（百万人）

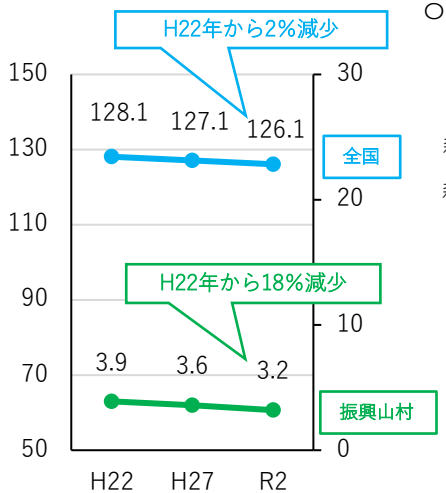

資料：国勢調査、農林業センサス（旧市町村名との整理）をもとに林野庁作成。

■ 空間利用のニーズ

○ 日常の生活の中で、森林でどのようなことを行いたいか（複数選択可）

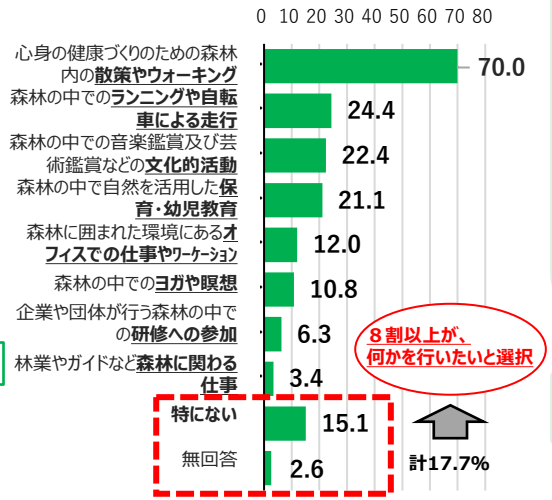

（出典）「森林と生活に関する世論調査」（令和5年10月～11月調査）

■ 森業を通じた山村地域の活性化

従来の林産物供給サービスにとどまらない文化的サービスなど森林の提供する生態系サービスに価値を見いだし、森林の総合的な活用を進めていくことが重要

～森業～

文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスの提供や活用を通じて、人と森林との関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組

生態系サービス

（森林所有者等と異分野・多様な主体との共創による付加価値創出）

文化的サービス
・自然景観の保全
・レクリエーションや観光の場と機会 等

調整サービス
・気候調整 等

生息・生育地サービス
・生息・生育環境の提供 等

森業の例

●森林浴

●トレイルライド

●環境学習

●企業の森林づくり

出典）森林の生態系サービスについて、環境省生物多様性センターHPを参考に作成

○関係人口の拡大・深化　○雇用と収入機会の創出　○森林管理の充実

山村地域の活性化・豊かな森林づくり

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑪ Ｊ－クレジット制度について

- Ｊ－クレジット制度は、省エネ設備・再エネの導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度（2013年度からスタート）。
- 2026年３月までの累計認証量1405.1万t-CO_2のうち、森林由来Ｊ－クレジットの認証量は約240.1万t-CO_2。近年のネット・ゼロ実現への関心の高まりや制度・運用の改善等により、認証量が顕著に伸びており、直近２箇年度の認証量で累計認証量の約74%を占める。森林由来Ｊ－クレジットの取引拡大により、森林経営への資金循環が図られることを期待。

■ 森林分野のJ－クレジットの仕組み

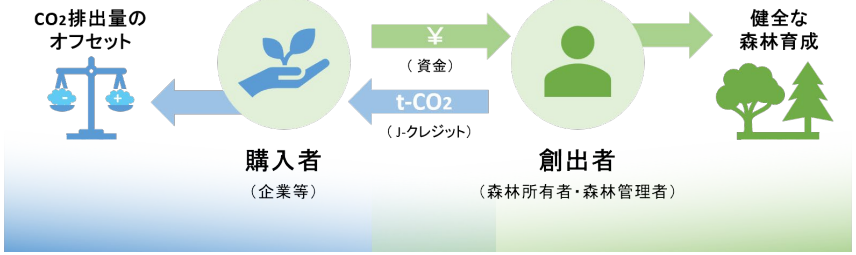

■ Ｊ－クレジット制度における認証クレジットの方法論別内訳

（2026年３月時点）

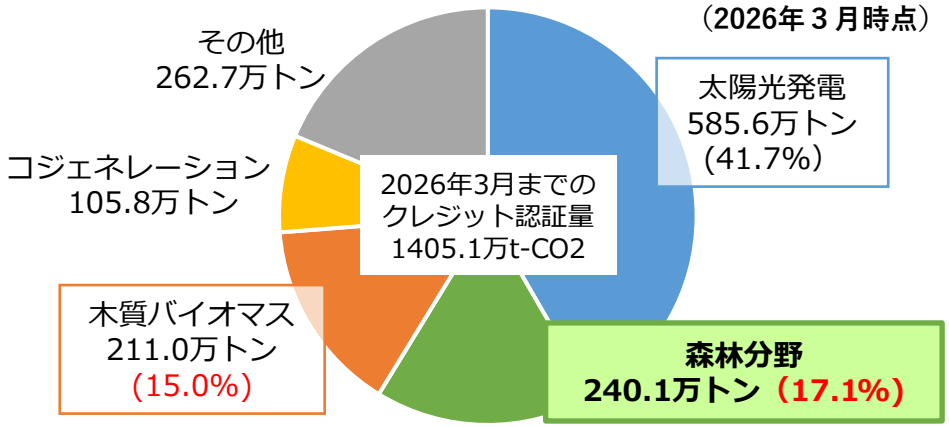

■ 政府内の計画等への位置づけ

地球温暖化対策計画（令和7年２月閣議決定）
2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけを進め、森林経営活動等を通じた森林由来のクレジット創出拡大を図る

■ 森林由来Ｊ－クレジット認証量の推移（累計）

（2026年３月時点）

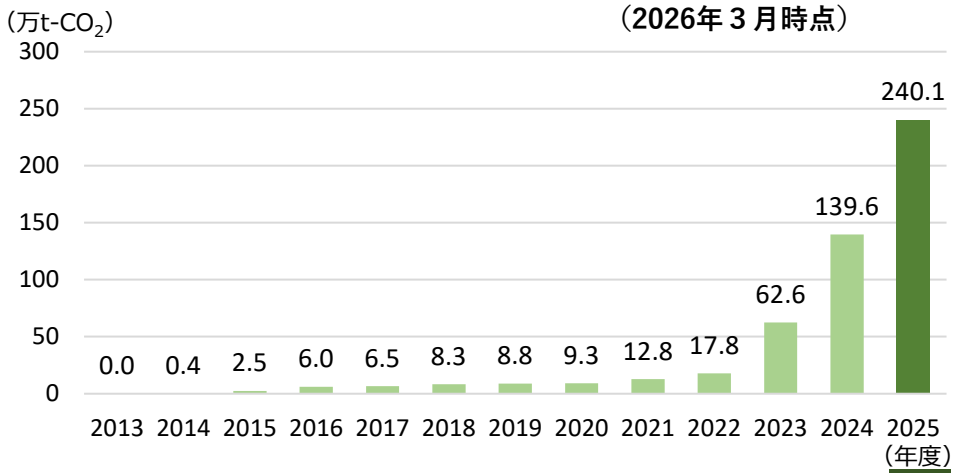

■ 森林由来Ｊ－クレジット創出・活用拡大に向けた制度・運用面の改善

□ 創出拡大に向けた制度の見直し【令和３～４年度】

- 森林吸収量の算定のため、樹高等を測定した上で、収穫予想表から年間の成長量等を算出するにあたり、航空レーザ測量による樹高の測定結果も活用可能に。
- 主伐後の再造林の後押しなどに向け、認証対象期間、プロジェクト登録要件（追加性要件）、主伐・再造林実施時の排出量・吸収量の算定、造林未済地の解消、伐採木材の炭素固定量、保護活動を実施した天然生林の吸収量について見直し。

□ Ｊ－クレジットの需要拡大【令和８年度】

- 令和８年度から本格稼働している排出量取引制度では、対象者は自らが排出した量と等量の排出枠の保有が義務づけられるが、排出量を算定するに当たって、調達したＪ－クレジットの量に相当する分を控除することが可能に。

（１）健やかな国民生活を支える森林づくり

⑫ 森林環境譲与税の活用状況

□ 森林の公益的機能の維持増進に向け、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、令和元年度から森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与。令和６年度から森林環境税の課税開始。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

➢ **森林環境税（令和6年度から課税）**
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。

➢ **森林環境譲与税（令和元年度から譲与）**
- 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正)（55%）、林業就業者数（20%）、人口（25%）により按分して譲与。
- 市町村の使途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策。

○ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

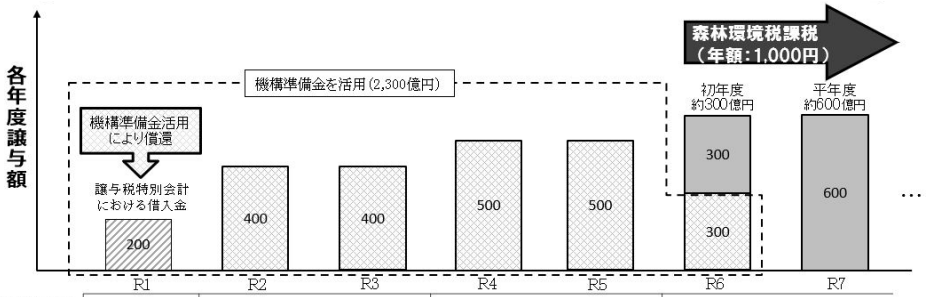

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
（市町村分）	160	340	→	440	→	約540	→
（都道府県分）	40	60	→	60	→	約60	→

【譲与基準】
- 市町村分
  - 55% ： 私有林人工林面積（※以下のとおり林野率による補正）
  - 20% ： 林業就業者数
  - 25% ： 人口
- 都道府県分 ― 市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

＊R6以後の年度分の譲与税について適用。R5以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

■ 自治体における取組状況

○ 使途別の活用額

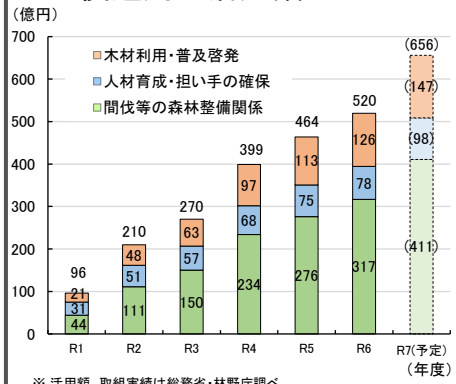

※ 活用額、取組実績は総務省・林野庁調べ。
※ 活用額のうちR7予定の金額については、令和7年4月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめた予算額。
※ 取組実績には、他の財源を組み合わせて行った事業の実施分も府含まれる。

○ 市町村における主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3	R4	R5	R6
森林整備面積（うち間伐面積）	約0.6万ha（約0.4万ha）	約1.8万ha（約1.0万ha）	約3.1万ha（約1.4万ha）	約4.3万ha（約2.0万ha）	約5.2万ha（約2.3万ha）	約6.4万ha（約2.6万ha）
林道、森林作業道等の整備	約9.0万m	約23.8万m	約42.0万m	約51.4万m	約86.7万m	約117.8万m
木材利用量	約0.5万m^3	約1.3万m^3	約2.3万m^3	約2.8万m^3	約3.1万m^3	約3.7万m^3
イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回	約3,600回

○ 取組事例

【宮城県南三陸町（みなみさんりくちょう）】
森林経営管理制度を活用した森林整備

【群馬県中之条町（なかのじょうまち）】
林業経営に意欲のある者等を対象にした技術研修

【福岡県福岡市（ふくおか）】
公民館の建築における地域産材の利用

市町村等における効果的な取組の推進を図るため、林野庁として、優良事例の横展開を図るとともに、都道府県と連携して、研修の開催・個別の助言等を通じて市町村をサポート

森林環境譲与税の全国の活用状況や取組事例についての林野庁HP
URL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/231018.html

（２）国民の生命と暮らしを守る取組

① 危機に対応した森林整備・治山対策の強化

- 国土保全や水源涵（かん）養等の公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採制限や転用規制等を措置。
- 気候変動等に伴う激甚な山地災害の発生や社会情勢の変化等を踏まえ、被災地において短期間により多くの箇所の安全性を確保するため施工性の高い二次製品の活用や、被災地域等における調査の実施と関係機関への速やかな情報提供、関係府省連携の下での流木対策、関係者一体となった予防治山対策等を実施。
- 林野庁では、災害発生時の対応として、被害調査の情報提供や職員の派遣等により復旧に向けた技術的支援を実施。

■ 保安林の種類と面積

水源かん養保安林

▶保安林には、「水源かん養保安林」を始めとする17種類の保安林があり、伐採制限や転用規制等により適切に管理・保全

（単位：千ha）

保安林種別	指定面積	実面積
水源かん養保安林	9,287	9,287
土砂流出防備保安林	2,634	2,565
土砂崩壊防備保安林	61	61
飛砂防備保安林	16	16
防風・水害・潮害・干害・防雪・防霧保安林	259	231
なだれ防止・落石防止保安林	22	19
防火保安林	0	0
魚つき保安林	60	27
航行目標保安林	1	0
保健保安林	705	93
風致保安林	28	12
合　計	13,073	12,311

資料：林野庁治山課調べ（令和8年3月31日現在）
注1：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。
注2：単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

■ 治山事業による安全・安心の確保

▶山腹崩壊等により荒廃した森林の復旧や、治山施設の整備等による予防治山対策を通じて地域の安全性を向上

▶海岸防災林の整備・保全により、後背地を飛砂害、風害、潮害等から防備するとともに、津波への多重防御としての機能を発揮

■ 気候変動や社会情勢の変化を踏まえた治山対策の方向性

▶気候変動等に伴う激甚な山地災害の発生や社会情勢の変化を踏まえた治山対策を推進

短期間により多くの箇所の安全性を確保するため施工性の高い二次製品を活用

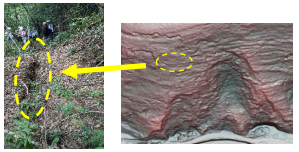

被災地域等における調査の実施と関係機関への速やかな情報提供

関係府省連携の下での流木対策

関係者一体となった予防治山対策

■ 災害発生時における対応

▶人工衛星やヘリコプター等を活用し、速やかに被害を全体把握。被災地方公共団体等へ情報提供。

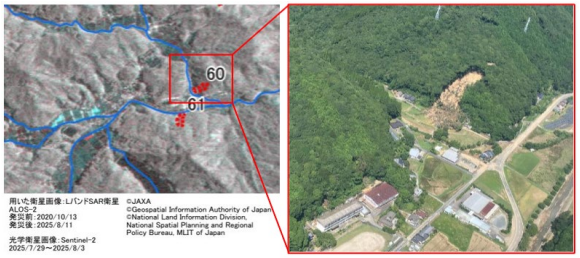

JAXAとの協定に基づく、人工衛星による緊急観測

▶被災地の早期復旧に向け、技術系職員を派遣し、技術的支援を実施。

被害状況の把握や災害復旧に向けた技術的支援

▶地方公共団体の要請も踏まえ、国の直轄事業により集中的な復旧整備を実施

（２）国民の生命と暮らしを守る取組

② 国土の保全等の推進に係る規律の強化

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っている。
- 林地開発許可制度では、令和５年に太陽光発電に係る開発行為の許可を要する規模を0.5ha超に引下げるなど規律を強化したほか、令和８年４月には許可条件違反に対する罰則等の新設、一部許可基準等の見直しを実施。
- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）に基づき盛土等による災害の防止に向けた取組を推進するほか、森林法に基づき、森林の取得の段階において提出される「森林の土地の所有者届出書」の様式を改正し、令和８年４月から取得段階において用途や国籍を把握できるよう取組を強化。

■ 林地開発許可制度の規律強化（令和８年４月１日施行）

森林法改正

① **許可条件違反に対する罰則**を新設
（3 年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

② **命令に従わない者を公表可能**とする仕組みを新設

許可基準等の見直し（技術的助言）

- 大規模太陽光発電設備の設置に係る**残置森林率等を概ね25%以上から概ね60%以上への引き上げ**
- 市町村長による開発行為における**利害関係者への意見聴取**
- 許可後の長期間未着手又は開発行為未完了案件への対応

【発電設備の設置イメージ】

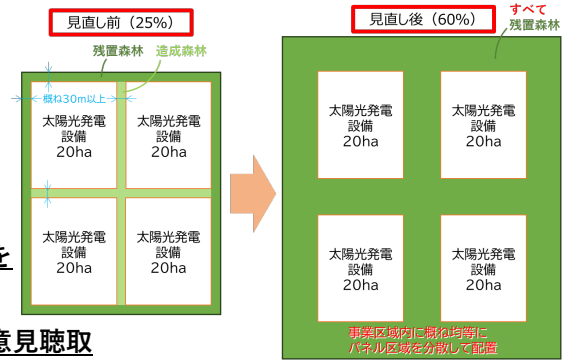

■ 林地開発許可の件数及び面積の推移

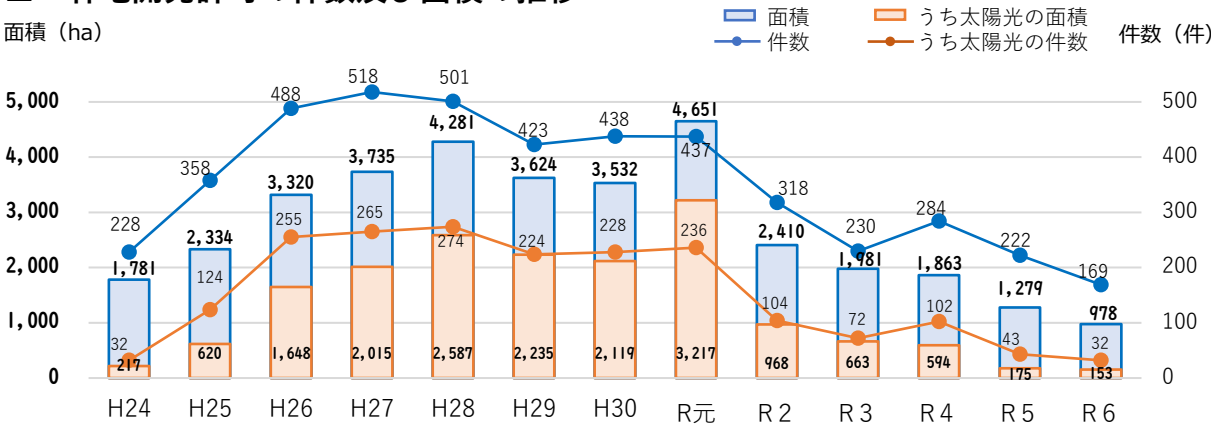

■ 盛土規制法（令和５年５月施行）

【法律の概要】
盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

1 スキマのない規制

- 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象に

2 盛土等の安全性の確保

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3 責任の所在の明確化

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

4 実効性のある罰則の措置

- 条例による罰則の上限より高い水準に強化

■ 「森林の土地の所有者届出書」による用途や国籍の把握

○ R8.4月から、新たに森林の土地の所有者になった旨を市町村に届け出るための届出書の様式を見直し、「用途」や「国籍」、所有者の住所が国外の場合の「国内連絡先」等の欄を追加。また、R9.4月から、市町村が管理する林地台帳の記載事項にも所有者の国籍等を追加。

○ これにより、所有者の言語等に配慮して、より実効的に森林法上の行政処分や指導等を行うことが可能。

1 森林

③ 林野火災への対応

- 林野火災の出火原因のほとんどが人為的な要因によるものであり、冬から春にかけての乾燥や強風等の条件下では発生危険度が高まる可能性。
- 林野火災の発生件数は、長期的には減少傾向で推移している一方、令和７（2025）年には岩手県大船渡市で過去60年で最大となる林野火災が発生し、令和８（2026）年には岩手県大槌町でも1,700haを超える林野火災が発生するなど各地で大規模な林野火災が発生。
- 広く国民に山火事予防意識を啓発していくほか、予防対策強化に向けた取組や林野火災跡地の復旧に向けた取組を推進。

■ 林野火災の発生原因

（令和2年～令和6年の平均）

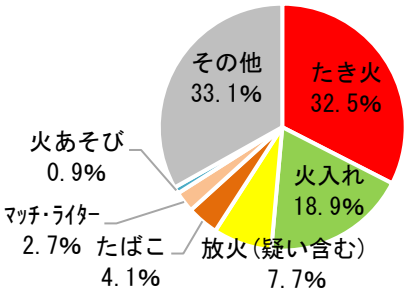

消防庁資料により作成

■ 林野火災の月別発生件数

（令和2年～令和6年の平均）

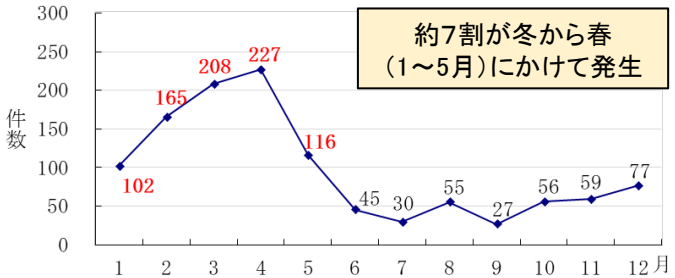

消防庁資料により作成

■ 林野火災の発生件数の推移

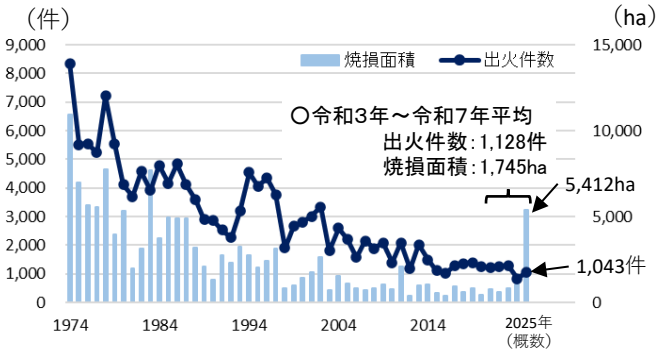

消防庁資料により作成

（参考）

	発生	焼損面積
岩手県大船渡市	2025年2月	3,370ha
岩手県大槌町	2026年4月	1,708ha（概算）

林野火災の発生状況
（大船渡市小路地区）

※ 林野火災により木材が焼損するだけでなく、森林土壌が焼損し、森林の保水機能が低下すると、次期降雨における土砂流出が懸念。

■ 林野火災の予防に向けた取組

- 「全国山火事予防運動」や政府広報等を通じた広報・啓発

  令和8年統一標語
  「山火事を
  起こすも防ぐも
  私たち」

山火事予防ポスター

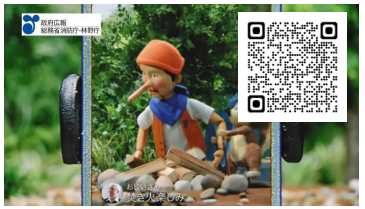

政府広報オンライン動画

- 記録的少雨時の気象庁、消防庁、林野庁による合同記者会見を通じた林野火災への注意喚起等の実施

令和8（2026）年１月22日に初めて
３庁合同での記者会見を実施➡

- 異なるタイプの樹種による延焼しにくい多様な森林への誘導や緊急時には消火活動にも使える林道整備

防火林帯イメージ
（延焼しにくい多様な森林）

■ 林野火災跡地の復旧に向けた取組

- 被災森林の早期復旧や、土砂流出防止のための治山対策を適切に実施

森林災害復旧事業による
被災木の伐採

治山事業による
土砂流出防止対策

（2）国民の生命と暮らしを守る取組

④ 鳥獣被害・花粉発生源対策等

- シカ等野生鳥獣による食害等については、造林木の生育に支障をきたすとともに生物多様性や国土の保全等の森林の有する多面的機能の発揮にも大きく影響。
- クマの分布域が人の生活圏周辺まで拡大。森林においては、「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月）等に基づく対策の推進とともに、人の活動を活発化させることがクマを含む野生鳥獣の移動抑制にも繋がることから、林業の活性化や地域住民による里山整備活動などを促進。
- 「花粉症対策の全体像」（令和5年5月）を踏まえ、スギ人工林等の伐採・植替え、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等により花粉の少ない森林への転換を図るとともに、スギ花粉飛散量の予測やスギ花粉の飛散防止に向けた取組を推進。

■ 野生鳥獣による森林被害

- 2024年度の被害面積は約4.3千ha。このうち約６割がシカによる被害。

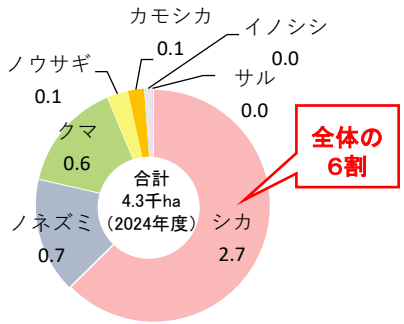

- 野生鳥獣被害は、森林所有者の経営意欲を低下させるとともに、森林の公益的機能の発揮に影響。

- シカによる森林被害対策として、防護柵等の被害防止施設の整備とともに、捕獲個体の処理の効率化等捕獲に必要な条件整備を促進。

被害防止施設の整備

捕獲個体の減容化処理

ドローンによる捕獲適地の選定

- クマ対策として、人の生活圏への出没防止に向けた緩衝林帯の整備、生活環境の保全に向けた針広混交林や広葉樹林への誘導等の取組を推進。

緩衝林帯の整備

見通しの悪い森林の様子

整備後の様子

■ 花粉発生源対策等の推進

発生源対策

伐採・植替え等の加速化

都市周辺のスギ人工林伐採重点区域において、集中的に伐採・植替えを推進。

スギ材需要の拡大

スギを使った製品の開発や、地域の工務店によるスギの利用を促進。

花粉の少ない苗木の生産拡大

植替えに必要な「花粉の少ない苗木」の生産施設の整備や、品種開発を実施。

生産性向上と労働力の確保

植替えの促進のため、先進的な林業機械等の導入を支援し、建設業等と連携し労働力を確保。

飛散対策

スギ花粉飛散量の予測

航空レーザ計測によるスギ人工林の分布を詳細に把握するとともに、スギ雄花花芽調査等の実施

スギ花粉の飛散防止

スギ花粉飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施